



島根県報

平成18年 8 月29日 (火)
第 1,807 号

(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則		
公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則	(管 財 課)	1
告 示		
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(")	2
農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農 業 経 営 課)	2
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	3
解除予定保安林	(")	3
保安林の指定施業要件の変更	(")	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	4
公 告		
平成18年毒物劇物取扱者試験の合格者	(薬 事 衛 生 課)	4

公布された条例等のあらまし

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則 (規則第83号)

1 規則の概要

普通財産の貸付期間を次のように定めることとした。(第35条関係)

- (1) 定期借地権を設定して、土地及びその定着物を貸し付ける場合 50年
- (2) 事業用借地権を設定して、土地及びその定着物を貸し付ける場合 20年

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 8 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第83号

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則 (平成 6 年島根県規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

第35条第 1 項中第 4 号を第 6 号とし、同項第 3 号中「前 2 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 2 号を第 4 号とし、同項第 1 号中「建物の」を「前 2 号に掲げる場合を除くほか建物の」に改め、「(建物を除く。以下同じ。)」を削り、同号を同項第 3 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

- (1) 建物の所有を目的とし、借地借家法(平成3年法律第90号)第22条に規定する借地権を設定して、土地及びその土地の定着物(建物を除く。以下同じ。)を貸し付ける場合 50年
 - (2) 専ら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く。)の所有を目的とし、借地借家法第24条に規定する借地権を設定して、土地及びその土地の定着物を貸し付ける場合 20年
- 第35条第2項中「前項の」を「前項第3号から第6号までに定める」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第853号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年8月29日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 松江テクノサービス	訪問介護	訪問介護事業所 すずかけの樹	松江市八雲台1丁目13番29号 香の木ヒルズ 1-4号室	平成18年 8月15日

島根県告示第854号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成18年8月29日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 いずみ	訪問介護	株式会社 いずみ	松江市西川津町491-11	平成18年 8月3日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第855号

農業近代化資金の利子補給率(平成11年島根県告示第913号)の一部を次のように改正し、平成18年8月18日から施行する。

平成18年8月18日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則(昭和37年島根県規則第1号)第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年8月29日

島根県知事 澄 田 信 義

表中「年0.45パーセント」を「年0.4パーセント」に改める。

島根県告示第856号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年8月29日

島根県知事 澄田信義

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町大呂753

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第857号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年8月29日

島根県知事 澄田信義

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

浜田市久代町1657 - 1、1658 - 12、1659 - 2、1663 - 3

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

公園用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

浜田市久代町1657 - 1、1658 - 12、1659 - 2、1663 - 3

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

公園用地とするため

島根県告示第858号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年8月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(国有林に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和36年8月25日農林省告示第903号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第859号

平成18年農林水産省告示第873号で保安林に指定された次の森林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年8月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 森林の所在場所及び不明である通知の相手方

森 林 の 所 在 場 所		不 明 だ け る 通 知 の 相 手 方	
市町村名等	地 番	森林の権利者	住 所
益田市匹見町石谷	イ723続1、イ732、イ732内1、イ732続1、イ733内1	下森實津子	益田市匹見町石谷イ239

2 保安林の目的

水源のかん養

公 告

平成18年度毒物劇物取扱者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成18年8月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 一般毒物劇物取扱者試験合格者

6 7 9 10 12

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験合格者

21 22 24 32 40 52 59 60 72 74 75 79 83
93 113

3 特定品目毒物劇物取扱者試験合格者

なし